労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第六号中「第13条第１項第２号」を「第13条第１項第３号」に改める。

様式第八号(1)（四頁）及び（五頁以降の頁（最後の頁を除く。））を次のように改める。

（４　　頁）

離職前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年　　月	
年　　月	
年　　月	
年　　月	

離職前直近の健康診断の結果

年　　月　　日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（　　）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	